

日本弁護士連合会市民会議規則

(平成十五年七月十八日規則第八十五号)

(目的)

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)の
会務運営に広く市民の意見を反映させるため、連合会に
日本弁護士連合会市民会議(以下「市民会議」という。)
を置く。

(答申及び意見)

第二条 市民会議は、弁護士及び弁護士会のあり方並びに
連合会の会務運営に関し、会長の諮問に答申し、意見を
述べることができる。

(答申等の尊重)

第三条 会長は、市民会議の答申及び意見を尊重する。

2 会長は、前項の答申及び意見に副った対応が困難な場
合は、その旨を、理由を付して市民会議に説明するもの
とする。

(委員)

第四条 市民会議は、三十人以内の弁護士でない委員をも
って組織する。

2 委員は、会長が委嘱する。

- 1 -

3 会長は、委員を委嘱する場合において、社会の多様な
立場を反映するよう配慮するものとする。

4 委員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第五条 市民会議に議長及び副議長若干名を置く。

2 議長及び副議長は、委員がこれを互選する。

3 議長及び副議長の任期は、一年とする。但し、再任を
妨げない。

(議長の職務)

第六条 議長は、会務を総理する。

2 議長に事故のあるとき又は議長が欠けたときは、副議
長が、あらかじめ議長の定める順序により、議長の職務
を行う。

(市民会議)

第七条 市民会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の場合の外、議長の求めに応じて市民会
議を招集することができる。

3 市民会議の議事は、市民会議において別段の定めをな
した場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同
数のときは、議長の決するところによる。

4 市民会議は、必要に応じ、会長に対し会務の状況につ

- 2 -

いて報告を求めることができる。

(事務局)

第八条 市民会議に事務局を設置する。

2 市民会議の事務局は、弁護士及び連合会の職員により構成する。

(議事録)

第九条 市民会議の議事については、議事録を作り、出席した議長及び委員二名が署名押印する。

2 市民会議の議事録は、公開する。

(市民会議運営細則)

第十条 会長は、この規則に定めるものの外、必要な事項について細則を定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十五年十月二十四日から施行する。

(日本弁護士連合会懇話会規則の廃止)

第二条 日本弁護士連合会懇話会規則(昭和五十四年三月十七日規則第三十四号)は、廃止する。